

## 埼玉県被災児童生徒就学等支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

- 第1条 県は、東日本大震災又はその他大規模災害により被災し経済的理由により就学等が困難な幼児、児童又は生徒の教育機会を確保するために行う事業を実施する市町村に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、国の定める要綱等の規程及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところとする。
- (1) 補助金 埼玉県被災児童生徒就学等支援事業費補助金をいう。
- (2) 東日本大震災 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する災害で、同法第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）第2条第1項及び第2項に規定する区域での災害をいう。
- (2) 大規模災害 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。）に基づき、激甚災害（本激）に指定され、尚且つ甚大な被害をもたらした災害（地震は最大震度が7以上であるものに限る。）のうち、文部科学大臣が支援を行うことが必要と認める災害をいう。

### (補助対象事業)

- 第3条 補助金の交付の対象となる事業は、「被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）実施要領」（平成27年4月9日文部科学大臣裁定）の第2及び「被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）実施要領」（平成28年11月30日文部科学大臣裁定）の第3に定める事業のうち、次の事業とする。
- (1) 被災児童生徒就学援助事業
- (2) 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業

### (補助額)

- 第4条 前条の事業に対する補助額は、別紙により算定した額とする。

### (申請の手続)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする市町村（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に定める事業ごとに、当該各号で定める交付申請書に係る書類を添えて別途通知する期日までに知事に提出するものとする。

- (1) 被災児童生徒就学援助事業 様式1-1
  - (2) 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業 様式1-2
- (交付決定の通知)

第6条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、申請内容を審査の上、補助金の交付決定を行うものとする。

- 2 知事は、前項の決定を行ったときは、次の各号に定める事業ごとに、当該各号で定める交付決定通知書により補助事業者へ通知するものとする。
- (1) 被災児童生徒就学援助事業 様式4-1
  - (2) 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業 様式4-2

(変更申請の手続)

第7条 補助金の変更交付を受けようとする補助事業者は、次の各号に定める事業ごとに、当該各号で定める変更交付申請書に関係書類を添えて別途通知する期日までに知事に提出するものとする。

- (1) 被災児童生徒就学援助事業 様式5-1
- (2) 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業 様式5-2

(変更交付決定の通知)

第8条 知事は、前条の規定による変更交付申請書の提出があったときは、申請内容を審査の上、補助金の変更交付決定を行うものとする。

- 2 知事は、前項の決定を行ったときは、次の各号に定める事業ごとに、当該各号で定める交付決定変更通知書により補助事業者へ通知するものとする。
- (1) 被災児童生徒就学援助事業 様式7-1
  - (2) 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業 様式7-2

(状況報告)

第9条 知事は、補助金の交付の決定を受けた補助事業者に対し、事業の遂行の状況について、文書で報告を求めることができる。

(実績報告書の提出等)

第10条 補助事業者は補助事業が完了したときは、次の各号に定める事業ごとに、当該各号で定める実績報告書に関係書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 被災児童生徒就学援助事業 様式8-1
- (2) 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業 様式8-2

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は補助年度の3月31日のいずれか早い期日とする。

(額の確定)

第11条 知事は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、補助金等の

交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかについて、文書により又は実地により調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定するものとする。

2 知事は、前項の確定を行ったときは、次の各号に定める事業ごとに、当該各号で定める額の確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(1) 被災児童生徒就学援助事業 様式 1 1 - 1

(2) 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業 様式 1 1 - 2

3 知事は、第 1 項の確定をした場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分の補助金の返還を求めるものとする。

#### (決定の取消等)

第 1 2 条 知事は、補助金の交付を受けた補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令、規則又は本要綱の規定に違反したとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

(4) この事業の目的を達成することが困難であると認められるとき

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

#### (加算金及び延滞金)

第 1 3 条 前条第 2 項の規定により補助金の返還を命じたときは、補助金の受領日から納付日までの日数に応じ、年 10.95%の割合で計算した加算金を当該補助金に加えた金額を納付させるものとする。

2 補助金の返還を命じた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年 10.95%の割合で計算した延滞金を納付させるものとする。ただし、やむをえない事情があるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

#### (補助金の経理)

第 1 4 条 補助金の交付を受けた補助事業者は、事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は当該事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から 5 年間保管しなければならない。

(概算払)

第15条 知事は、補助事業者から補助金の概算払の請求書の提出があり、補助事業の円滑な実施を図るために必要があると認めたときは、補助金の概算払をすることができる。

(電磁的方法による提出)

第16条 市町村は、本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他知事に提出するものについては、電磁的方法により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第17条 知事は、本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、市町村が書面による通知等を予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。

(その他)

第18条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年7月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年12月20日から施行し、平成28年4月14日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年9月25日から施行し、平成29年度予算に係る補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月24日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年2月19日から施行し、平成30年度予算に係る補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月4日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度予算に係る補助事業から適

用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月9日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度予算に係る補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行し、令和5年度予算に係る補助事業から適用する。

## 別紙

### 補助額の算定方法

補助額は、次により算定される額とする。

なお、1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

#### 1 「被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）実施要領」（平成27年4月9日文科科学大臣裁定）に基づいて実施する事業に対する補助額

##### (1) 被災児童生徒就学援助事業

以下の（ア）又は（イ）のうち、いずれか低い額とする。

（ア）対象者に対する就学援助額

（イ）対象者数×補助限度額（※）

※補助限度額は、毎年度文部科学省が別途定める補助限度額を適用する。

##### (2) 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業

以下の（ア）又は（イ）のうち、いずれか低い額とする。

（ア）市町村が、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者等又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者等に対して行う特別支援教育就学奨励事業の所要額

（イ）対象児童生徒数×補助限度額（※）

※補助限度額は、毎年度文部科学省が別途定める補助限度額を適用する。

#### 2 「被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）実施要領」（平成28年11月30日文科科学大臣裁定）に基づいて実施する事業に対する補助額

##### (1) 被災児童生徒就学援助事業

以下の（ア）又は（イ）のうち、いずれか低い額とする。

（ア）対象者に対する就学援助額×2/3

（イ）対象者数×補助限度額×2/3（※）

※補助限度額は、毎年度文部科学省が別途定める補助限度額を適用する。

##### (2) 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業

以下の（ア）又は（イ）のうち、いずれか低い額とする。

（ア）市町村が、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者等又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者等に対して行う特別支援教育就学奨励事業の所要額×2/3

（イ）対象児童生徒数×補助限度額×2/3（※）

※補助限度額は、毎年度文部科学省が別途定める補助限度額を適用する。